

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 7
要 望 内 容	回 答		
<p>七 災害に強いまちづくりを 2 0 7 京都型耐震リフォーム支援事業は予算とメニューの大幅な拡充を図ること。木造住宅及び京町家等耐震改修支援事業など，他の耐震改修支援事業についても予算の拡充を図ること。</p>	<p>○ 市民がより分かりやすく利用しやすい制度として平成 2 4 年 4 月に創設した「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」をはじめとする耐震改修助成事業について，助成件数を増大させるなど，更なる拡充を図ってまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断士派遣事業 1 2, 5 0 0 千円 【充実】 ・京町家耐震診断士派遣事業 2 7, 3 0 0 千円 【充実】 ・非木造建築物耐震診断助成事業 1 8, 0 0 0 千円 ・特定建築物耐震改修助成事業 債務負担 ・木造住宅耐震改修計画作成助成事業 1 6, 0 0 0 千円 ・非木造建築物耐震改修計画作成助成事業 2 3, 0 0 0 千円 ・耐震ネットワークによる普及啓発等の耐震化対策 1 9, 7 5 5 千円 【充実】 ・木造住宅耐震改修助成事業 2 7 9, 0 0 0 千円 【充実】 		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 0 8
要 望 内 容	回 答		
2 0 8 耐震化の必要な重要橋梁 9 2 橋の内、耐震改修の計画がない 3 0 橋については、早急に改修計画を立てること。9 2 橋以外の橋梁についても、耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。	<p>○ 阪神・淡路大震災を契機に、平成 7 年度から緊急輸送道路上の 1 5 m 以上の橋りょう及び跨線・跨道橋 9 2 橋を都市防災上重要な橋りょうと位置付け、耐震補強工事を進め、平成 2 3 年度末までに 4 0 橋の耐震補強を完了させました。</p> <p>○ 今後、平成 2 3 年 1 2 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」（第 1 期プログラム：平成 2 4 ～ 2 8 年度）に基づき、耐震補強が必要な 5 2 橋のうち、他都市からの支援ルートとなる道路や市内幹線道路上の橋りょうなど 2 2 橋を優先し耐震補強を進め、残る 3 0 橋については、5 年ごとのプログラム見直し時に具体的な取組目標を定めてまいります。また、老朽化修繕については、早急に修繕を行う必要がある 3 7 橋を優先し、進めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額） ・耐震補強・老朽化修繕 1, 6 4 7, 2 4 6 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 3 年 1 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」策定 平成 2 4 年度～ 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」第 1 期プログラムの推進（平成 2 8 年度まで）</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 0 9
要 望 内 容	回 答		
2 0 9 吊り天井については、落下防止対策を行うよう指導すること。	○ 建築物に新たに設置される吊り天井については、建築確認申請及び完了検査において、国土交通省の技術的な指針を踏まえた対策が取られていることをしっかりと確認しております。また、既存建築物の吊り天井については、定期報告の際、同指針を踏まえた対策を実施するよう指導しております。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 0
要 望 内 容	回 答		
2 1 0 急傾斜地の対策を強化するとともに、新たに液状化危険地域対策を具体化すること。	<p>○ 急傾斜地の対策については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、事業を実施する京都府と連携し、斜面地の状況等を踏まえ、対策を優先すべき箇所の選定を行ってまいります。とりわけ、要配慮者利用施設については、優先して危険区域指定等の必要な対策に取り組んでおります。</p> <p>○ 液状化対策については、東日本大震災での被害実態を踏まえ、国における検討状況を注視しつつ、市域で液状化の危険度の高い地域等の調査やライフライン対策など効果的な施策を検討してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊防止対策 2, 6 5 0 千円 (市負担分) ・急傾斜地崩壊対策に係る斜面地等調査業務 (緊急雇用創出事業) 1, 9 7 6 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年度 左京区久多地区において、急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた測量、地質調査等を実施</p> <p>平成 2 4 年度 左京区久多地区において、工事対象箇所の用地買収等を実施</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 1
要 望 内 容	回 答		
2 1 1 宅地の地すべり危険地域を公表し、住民に情報提供するとともに、対策を具体化すること。	<p>○ 宅地の地すべり危険地域については、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を基に、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民への広報周知に努めることで、情報提供を行っているところです。</p> <p>今後も、国や他都市の動向を注視しつつ、第二次調査（現地調査・安定計算等）のための実施計画等、具体的な取組を進めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地調査 1 4, 8 0 0 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 2 4 年 3 月 大規模盛土造成地第一次調査の着手</p> <p>平成 2 5 年 1 月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 解説リーフレットの配布</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 1 2
要 望 内 容	回 答		
2 1 2 都市公園の整備目標を引き上げること。既存の公園の防災機能を強化すること。	<p>○ 市民一人当たりの都市公園の面積については、「京都市緑の基本計画」の行動計画である「第1次 京のみどり推進プラン」（平成23年5月策定，計画年次：平成23～27年度）において，平成27年度末時点の目標として，5.35㎡と定めております。また，平成25年2月市会に提案する京都市都市公園条例の改正において，将来的な目標として10㎡と定めることとしており，目標の達成に向けて整備に取り組んでまいります。</p> <p>○ 既存の公園の防災機能強化については，老朽化した公園の再整備と合わせ，防災設備として，防災ベンチ，かまどベンチ，マンホールトイレ等を整備しております。</p> <p>（平成24年度2月補正予算額） ・公園施設整備 1,576,671千円</p> <p>（平成25年度予算額） ・公園施設整備 454,872千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成18年度以降に防災設備を整備した公園 ：かまどベンチ6公園（10基），防災ベンチ5公園（8基） マンホールトイレ14公園（36基） 平成22年3月 新たな「京都市緑の基本計画」策定 平成23年5月 「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」策定</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 3
要 望 内 容	回 答		
2 1 3 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的な取り組みを強めること。	<p>○ 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、行動計画の策定及び本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成 2 3 年度からは、京都が水に関する市民意識の高いまちとなることを目指し、次世代を担う子供たちに、川や水害のことをもっと知ってもらうため、水共生学習会を開催しており、今後も、更なる啓発に努めてまいります。</p> <p>○ 「京都市水共生プラン」の条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たって、市民や事業者との連携の在り方等の課題があるため、慎重に検討を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年 3 月 「京都市水共生プラン」策定 平成 1 7 年 8 月 「京都市水共生プラン行動計画」策定（※以降毎年度策定） 平成 2 0 年 3 月 「京都市水共生プラン（概要版）リーフレット」発行 平成 2 3 年度～ 水共生学習会等を開催</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
2 1 4 集中豪雨による河川の急な増水への対策を強めること。内水災害を含め浸水地域の計画的な改修をすすめること。	<p>○ 本市では、これまでから、河川改修と地下の雨水幹線整備を2本の大きな柱として浸水対策を強力に進めてきており、その結果、床上、床下浸水の被害は大きく減少し、30年前には年平均約1000戸であった被害件数が、近年は約60戸程度となっております。</p> <p>○ 河川改修事業については、都市部を流れる河川流域における治水安全度向上を目的として、概ね10年に1回の確率で起こりうる大雨に対応する都市基盤河川改修事業を下水道事業と連携を図りながら実施しています。</p> <p>平成24年度には、宇治市等の浸水被害を踏まえ、緊急総点検を実施するとともに、その結果を基に、堆積した土砂の撤去や護岸の補修など、河川浸水対策緊急事業を実施することとしました。</p> <p>河川改修事業は完了するまでに多大な費用と時間を必要とするため、関係部局が連携し、森林保全や農地における保水機能向上の取組やグラウンドや公園を利用した雨水貯留施設整備などのハード対策とともに、官民協力の地下街水防体制や警戒避難体制の構築など、ソフト対策も含め取組を推進することで、浸水被害の軽減に努めており、今後も更なる対策の強化を図ってまいります。</p> <p>○ 公共下水道事業においては、これまでから実施している雨水幹線及びポンプ場の整備に加えて、流域における貯留・浸透対策や地下空間の浸水防止対策等を実施し、集中豪雨に対する治水安全度の向上に努めてまいります。</p> <p>(平成24年度2月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川改修事業 241,000千円 ・第二太田川浸水対策事業 100,000千円 <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤河川改修事業 1,001,800千円 ・第二太田川浸水対策事業 120,000千円 		

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 4
要 望 内 容	回 答		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通河川治水安全度調査 9, 0 0 0 千円 ・ 公共下水道事業（浸水対策） 3, 3 3 1, 0 0 0 千円【充実】 <p>（経過・これまでの取組等） 昭和 4 5 年度～ 都市基盤河川（旧都市小河川）改修事業実施</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 5
要 望 内 容	回 答		
2 1 5 地下街・地下鉄駅などの浸水被害を防ぐため、十分な対策を引き続き講じること。	<p>○ 地下街等の地下施設については、その管理者等に対して、浸水時の避難確保計画の作成、避難訓練の実施などを指導しており、集中豪雨や台風等により浸水発生のおそれがあるときは、水災情報システムの情報伝達機能「多メディア一斉送信装置」を活用して、電話、メール及びFAXで、気象警報、洪水予報及び避難情報を伝達し、迅速な避難を促すなど、浸水時の被害を防ぐ対策を行ってまいります。</p> <p>○ 浸水発生時に重大な被害が予想される地下街等については、重点的に雨水幹線等の整備を進め、浸水被害の最小化を図っております。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額) ・ 公共下水道事業（浸水対策） 3, 3 3 1, 0 0 0 千円【充実】</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 8 年度～ 地下施設に対する避難確保計画の作成指導 平成 2 1 年度～ 水災情報システムの情報伝達機能への登録を指導するとともに、登録された地下施設に気象、河川水位等の情報伝達を開始</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 1 6 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急に実施すること。天井・壁・照明器具についても全校調査を行い、改修計画をたてて至急実施すること</p>	<p>○ 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、平成 2 4 年度までに実施している耐震診断の結果を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。</p> <p>○ 高校の耐震化については、「京都市立工業高校将来構想委員会」での「最終まとめ」などを踏まえ、検討してまいります。</p> <p>○ 非構造部材の耐震化については、教職員による日常的な点検や専門家による点検の結果を踏まえ、必要度・緊急度に応じて、限られた予算を効率的・計画的に執行する中で取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉校施設の耐震化推進事業 1 6 7, 9 4 5 千円 ・非構造部材の耐震化 5 0, 0 0 0 千円【新規】 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 7
要 望 内 容	回 答		
2 1 7 消防職員 8 0 人の削減計画は撤回すること。	<p>○ 本市の人口当たりの消防職員数は、市域が広大であり、文化財や木造家屋が多いといった本市の都市特性やこの特性を踏まえた職員配置の経過から、他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。</p> <p>一方、年々増加する救急件数への対応や、小規模な火災のうちに消火するための戦術の効率化に向けた見直しなどが必要であり、やみくもに削減するのではなく、市民サービスの向上を図る方向で、合理的な取組を検討し、実施してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 8
要 望 内 容	回 答		
2 1 8 消防車，消防職員，消防団など人員と装備の両面で増強すること	<p>○ 消防救急体制の増強については，平成 2 4 年 4 月の東寺消防出張所への救急隊配置等や，これに伴う効率的な職員配置を進めるとともに，引き続き消防活動総合センターの活用による，高度な知識と能力を備えた職員の育成を進めます。</p> <p>○ 消防団については，幅広い募集活動等により団員の確保に努めるとともに，山間地を管轄する消防分団に小型動力ポンプ付軽積載車を配備するなど，地域特性や消防団の活動に即し，より高性能・高機能な装備の配備に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防自動車整備 3 0 7, 2 0 0 千円 ・消防指令システム更新整備 8 4 1, 0 0 0 千円 ・消防救急無線デジタル化整備 4 7 6, 0 0 0 千円 ・消防団管理 3 0 6, 0 0 0 千円 ・消防団車両 1 9, 8 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 塩小路消防出張所を整備し，特殊災害に対応できる救助隊を新たに配置</p> <p>1 2 月 大原消防出張所を移転・整備し，救急隊を新たに配置</p> <p>平成 2 3 年 9 月 消防ヘリコプターの 2 4 時間運航を開始</p> <p>平成 2 4 年 4 月 東寺消防出張所に救急隊を新たに配置</p> <p>1 1 月 上京消防署及び東山消防署に速消小型水槽車を新たに配置</p> <p>1 2 月 全ての消防団本部及び消防分団にバルーン型照明設備配備</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 1 9
要 望 内 容	回 答		
2 1 9 消防職員の休憩設備の充実など、労働条件の改善をはかること。	<p>○ 消防職員の勤務環境については、全消防署の仮眠室の個室化や、複数便器を有する消防署所の便所の一部洋式化を完了し、現在は、女性消防吏員の浴室整備などを順次行っております。今後とも、消防職員の勤務環境の改善に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署所整備 4 8 1, 0 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
2 2 0 消防団の器具庫・詰所は京都市が責任を持って耐震化と拡充をすすめること。消防団員の報酬制度の導入や出動手当の引き上げなど待遇改善にいつそう努めること。また、水防団員の待遇改善をすすめること。	<p>○ 消防団施設の耐震化と拡充については、消防団施設の補助金制度を優先的に活用し、消防団施設を長年にわたり維持されてきた消防団や自治会等の方々との緊密な連携の下、耐震改修等が早急に進められるよう努めてまいります。</p> <p>○ 消防団員の待遇改善については、消防団の活動実態にあった手当となるよう、手当支給の基準及び対象範囲の見直しを行っております。また、防水性及び透湿性の両方を兼ね備えた雨衣の導入など、より高性能・高機能な装備等の配備に努めているところです。 今後も社会情勢を踏まえたうえで、消防団員の待遇改善に努めてまいります。</p> <p>○ 本市では近隣市町と一部事務組合を設立し、水防事業を実施しております。水防団員の出動手当の引き上げ等の待遇改善については、社会の動向等を勘案し、検討してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団施設新築等補助金 2 5, 0 0 0 千円 ・消防団手当 2 3 3, 0 0 0 千円 ・消防団給貸与品費 4 8, 0 0 0 千円 ・水防事務組合負担金 1 3, 8 2 8 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><消防団></p> <p>平成 1 3 年度～平成 1 7 年度 消防団施設の耐震診断を実施。診断の結果、耐震改修が必要な施設は、5 6 施設</p> <p>平成 1 8 年度 消防団施設の補助制度を改正し、耐震診断の結果、改修が必要とされた消防団施設の修繕に対する補助を充実(補助上限額 1 3 0 万円→3 5 0 万円, 補助率 3 分の 2 → 5 分の 4)</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 0
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 1 8 年度～ 耐震改修が必要な 5 6 施設のうち、2 9 施設への耐震改修を実施（平成 2 4 年 1 1 月末現在）</p> <p>平成 2 2 年度 半袖活動服及び新型防寒衣の導入、普通救命講習実施時の手当を新設</p> <p>平成 2 4 年度 新型雨衣の導入</p> <p><水防事務組合> 澱川右岸水防事務組合、桂川・小畑川水防事務組合においては、毎年 3 月に水防定例会（予算議会）、5 月に合同水防訓練、7 月に水防協議会、1 1 月に水防定例会（決算議会）及び水防研修会を実施しています。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 1
要 望 内 容	回 答		
<p>◆安心して住み続けられるまちづくりを</p> <p>2 2 1 市営住宅は、既存住宅の建て替えとともに、新規建設をすること。空き家整備をいっそう促進し、旧「改良住宅」もふくめ、公募戸数を増やすこと。</p>	<p>○ 「京都市住宅マスタープラン」においては、公営住宅の管理戸数は現状程度に留めることとしています。</p> <p>また、市営住宅を長く有効に活用するため、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の建替えは最小限に抑えるとともに、適切な維持管理と改善を進めてまいります。</p> <p>○ 改良住宅も含めた市営住宅の空き家整備については、迅速かつ効率的な空き家整備を進め、今後とも、公募戸数の確保に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合改善事業 5 8 7, 6 8 7 千円 ・市営住宅管理運営 1, 4 2 8, 0 0 0 千円 <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合改善事業 6 6 1, 7 9 0 千円 ・市営住宅管理運営 4, 2 1 5, 6 7 2 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 2
要 望 内 容	回 答		
2 2 2 耐用年数をこえた風呂釜及び畳など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。特に、風呂釜についての修繕負担区分見直しの検討を早急に行うこと。	○ 市営住宅の修繕の公費負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分やライフラインの維持に要する部分以外の修繕に係る費用は、入居者の負担としており、畳などの修繕負担区分を見直すことは考えておりません。風呂釜については、修繕負担区分の見直しを検討してまいります。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 3
要 望 内 容	回 答		
2 2 3 市営住宅の耐震改修を早急に進めること。ストック活用計画からも遅れている市営住宅へのエレベーター設置を独自の計画をもって早急にすすめること。また、高齢者向け改善も早急にすすめること。	<p>○ 耐震改修や高齢者等対応住戸改善，エレベーター設置等の市営住宅の改善については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき，着実に進めているところです。財政状況が厳しい中ではありますが，必要な予算を確保し，今後とも着実に計画を推進してまいります。</p> <p>○ 平成 2 5 年度は，3 団地において住棟の改善及び用途廃止等を含めた団地再生事業を進めるとともに，5 団地において耐震改修及びエレベーター設置等の改善事業を進めてまいります。また，高齢者向けの住戸改善についても，高齢者等に適切な住環境を提供していくため，引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合改善事業 5 8 7，6 8 7 千円 ・市営住宅管理運営 1，4 2 8，0 0 0 千円 <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合改善事業 6 6 1，7 9 0 千円 ・市営住宅管理運営 4，2 1 5，6 7 2 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善 <ul style="list-style-type: none"> 平成 2 4 年 5 月 鈴塚市営住宅建替え，エレベーター設置実施設計着手 西野山市営住宅耐震診断概略補強設計，エレベーター設置基本設計着手（概略補強設計は 1 0 月に完了） 6 月 向島市営住宅耐震改修，スロープ設置工事着手 1 0 月 大受市営住宅耐震改修，スロープ設置実施設計着手 ・計画修繕 <ul style="list-style-type: none"> 平成 2 4 年度 向島市営住宅 1 街区外壁改修，洛西南福西市営住宅排水管改修ほか 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 4
要 望 内 容	回 答		
2 2 4 エレベーターのない中層住棟入居者の低層への 住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。	○ 市営住宅の住宅変更は、新たな住戸に入居していただく制度であり、敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものです。そのため、住み替え前の住戸の敷金は清算し、新たな住戸の敷金の納付をお願いしています。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 5
要 望 内 容	回 答		
2 2 5 旧「改良住宅」については、風呂やエレベーターを設置するなど、抜本的な改修をすすめること	<p>○ 改良住宅を含む市営住宅への浴室やエレベーターの設置については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 2 月補正予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合改善事業 5 8 7, 6 8 7 千円 <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅ストック総合改善事業 6 6 1, 7 9 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 2 6 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓および給排水管の改修に対する助成制度を創設すること。</p>	<p>○ 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、安心して住み続けられる住宅ストックの形成に向け、平成 2 2 年度に「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設しました。</p> <p>また、平成 2 3 年度からは、予算を増額し（上限 1, 0 0 0 千円×7 件）、より多くの管理組合がマンション共用部分のバリアフリー化を進められるよう取り組んでいます。また、引き続き、1 件当たりの申請額が上限に満たない場合は、予算の範囲内で助成件数を増やすなど弾力的に運用するとともに、管理組合が自発的にバリアフリー改修を検討し、取り組むきっかけとなるように、より一層の事業の周知に努めてまいります。</p> <p>○ 分譲マンションにおける屋内消火栓設備などの消防用設備や給排水管の改修については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため、公平性の観点からも助成制度を創設することは困難と考えています。</p> <p>なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業 7, 0 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 7
要 望 内 容	回 答		
2 2 7 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。	<p>○ 事業者に対しては、「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」に基づき、中高層条例より早い段階から周辺住民に周知することや建築計画上の措置等を求め、指導しています。</p> <p>これまでも、事業者の協力により要綱の内容が守られていることから、今後も、要綱による指導を継続してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 7 年 8 月 「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」の制定 平成 2 1 年 1 2 月 同要綱の改正（指導の対象となる規模要件の撤廃等）</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 2 8
要 望 内 容	回 答		
2 2 8 既存商店街の存続を脅かすキリンビール工場跡地への大型商業施設や高層住宅の開発計画は、白紙に戻すこと。	<p>○ キリンビール京都工場跡地については、飛躍的に向上する交通利便性を生かした複合的な都市機能の導入による新たな拠点を形成する地区として位置付けており、当該開発構想は、京都市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や都市再生緊急整備地域の地域整備方針に沿ったものです。これまで、土地区画整理事業の完了に伴い、用途地域等を変更し、地域では地区計画等で定められた方針に沿ったまちづくりが進められてきたところであり、本市としても関係法令に基づき今後とも適切に指導してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 1 0 月 都市再生緊急整備地域に指定 平成 1 5 年 2 月 地区計画を都市計画決定（地区計画の方針のみ） 7 月 まちづくり条例開発構想届 平成 1 6 年 9 月 地区計画を変更（地区整備計画の追加） 平成 1 9 年 3 月 土地区画整理事業の着手 平成 2 0 年 1 0 月 J R 桂川駅開業 平成 2 2 年 3 月 土地区画整理事業の完了 5 月 用途地域，高度地区，地区計画の変更 平成 2 3 年 1 0 月 オムロンヘルスケア社新社屋完成 平成 2 4 年 4 月 向日市まちづくり条例による開発構想届（学校法人真言宗洛南学園） 向日市まちづくり条例による開発構想変更届（京都銀行株式会社） 1 1 月 京都市中高層条例による標識設置届（京都銀行株式会社） 向日市まちづくり条例による開発構想届（イオンモール株式会社）</p>		

要 望 内 容

回 答

229 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、車の総量規制を軸とすること。自動車分担率を引き下げ、公共交通の分担率を引き上げる目標の確実な達成を裏付ける計画を具体化すること。観光地の交通対策、パークアンドライドなどのとりくみを強化すること。

○ 本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し、平成22年1月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にすライフスタイルへの転換を施策の柱とし、観光地での交通対策やパークアンドライドの通年実施等の実施プロジェクトに取り組んでおり、引き続き、こうした取組の充実を図ることにより人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。

○ また、京都市域全体の課題である自動車の流入抑制を図るため、紅葉シーズンの最盛期に、観光地交通対策の一環としてパークアンドライドを実施しています。パークアンドライドは、平成14年度に5箇所、約1,700台の駐車場の確保からスタートし、毎年充実を図りながら、平成24年度には47箇所・約5,700台まで拡大しました。さらに、嵐山地区（渡月橋周辺）と東山地区（五条坂・東福寺周辺）での交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するために、京都府警察等関係機関との連携の下、臨時交通規制や市営観光駐車場の観光バス専用化等の交通対策に取り組んでいるところあり、今後も、これらの観光地交通対策を積極的に進めてまいります。

(平成25年度予算額)

- ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 8,200千円
- ・京都のまちにふさわしい公共交通検討調査 10,000千円【新規】
- ・ロードプライシングをはじめとした自動車流入抑制策の検討 5,000千円【新規】
- ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 4,900千円
- ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） 27,100千円
- ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 13,000千円【充実】
- ・「歩いて楽しいまちなかゾーン（仮称）」の推進 40,700千円【充実】

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

- ・京都駅南口駅前広場の整備 167,500千円【充実】
- ・京都駅北口駅前広場における交通施設整備 25,000千円【充実】
- ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 50,000千円【充実】
- ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）
22,000千円
- ・駅等のバリアフリー化の推進 46,800千円【充実】
- ・バス利用促進等総合対策の推進 600千円
- ・「歩くまち・京都」公共交通センターの支援 2,000千円

（経過・これまでの取組等）

＜観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦）＞

平成13年度 「嵐山地区観光地交通対策」開始

平成14年度 「嵐山地区観光地交通対策」の一環としてパークアンドライド開始

平成16年度 「東山地区観光地交通対策」開始

市外（大津市 京阪電車浜大津駅）でのパークアンドライド開始

平成21年度 「京都都市圏パークアンドライド連絡協議会」を設立

平成24年度 鴨川西ランプ，上鳥羽ランプを活用してパークアンドライド駐車場
を開設（建設局，タイムズ），秋の臨時駐車場として西京土木事務
所を追加

（駐車可能台数の推移）

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
臨 時	550台	630台	620台	760台	542台
通年(市内)	870台	870台	1,171台	1,242台	1,543台
通年(市外)	1,292台	1,673台	1,786台	2,760台	3,599台
合 計	2,712台	3,173台	3,577台	4,762台	5,684台

※臨時とは，紅葉シーズン最盛期のみ，公共施設や民間施設等の協力により，臨時に開設するパークアンドライド駐車場のことです。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 0
要 望 内 容	回 答		
2 3 0 四条通の歩道拡幅・2車線化については、関係者の十分な合意形成をはかること。	<p>○ 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化については、地元住民や商業者、関係事業者等で構成する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議等において、意見交換を重ねてまいりました。</p> <p>また、平成24年6月には、沿道アクセススペース配置案の作成や、適正な沿道利用のルールづくりとその管理に向けた取組を行うため、地元商業関係者、タクシー、物流を含む交通事業者等で構成する「四条通沿道協議会」を設置して協議を進めるとともに、地元学区にも区役所と連携しながら説明を行ってまいりました。</p> <p>平成25年度は、引き続き、地元住民や関係団体としっかり協議・調整を行いながら、タクシー及び物流車両等の整序化方策の検討や路外荷捌きの推進を図るとともに、四条通の歩道拡幅工事に着手してまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 13,000千円【充実】 ・四条通歩道拡幅事業 429,000千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成18年 5月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会設置</p> <p>平成19年10月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施</p> <p>平成22年11月 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会実験実施（～平成23年3月）</p> <p>平成24年 1月 都市計画決定</p> <p> 6月 「四条通沿道協議会」設置（以降3回開催）</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 1
要 望 内 容	回 答		
2 3 1 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の推進にあたっては、住民合意ですすめること。	<p>○ 東大路通については、地域住民、商店街、関係団体及び行政機関等で構成する「東大路通歩行空間創出推進会議」において協議を行い、市民からの意見も参考に、「人と公共交通優先」の東大路通の整備に向け、解決すべき課題やその考え方をまとめた「東大路通整備構想」を平成 2 4 年 8 月に策定しました。</p> <p>東大路通の歩行空間の創出に当たっては、諸課題の解決に向けて、東大路通や周辺道路の詳細な交通調査を実施し、その結果を地元住民の皆様や関係団体等に丁寧に御説明するとともに、御意見をしっかりと聞きながら事業を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 5 0, 0 0 0 千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 7 月 地元住民が主体となった「歩いて楽しい東大路をつくる会」の設置 (平成 2 3 年 3 月まで計 3 回開催)</p> <p>平成 2 3 年 2 月 ニュースレターによる地元周知 (平成 2 3 年 7 月にも実施)</p> <p>平成 2 4 年 3 月 地元住民、関係団体及び行政機関等が参画する「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置 (平成 2 4 年 8 月までに計 3 回開催)</p> <p>シンポジウム「歩いて楽しい東大路」を開催</p> <p>5 月～6 月 「東大路通整備構想」(素案)に対するパブリックコメントの実施</p> <p>8 月 「東大路通整備構想」の策定</p> <p>1 2 月 交通調査の実施</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 2
要 望 内 容	回 答		
2 3 2 京都駅南口駅前広場の整備計画の実施にあたっては、関係者の意見を十分に聞き、合意なしにすすめないこと。	<p>○ 京都駅南口駅前広場の整備については、整備計画策定時の平成 2 2 年度に 2 度の市民意見募集を実施し、平成 2 4 年度には、都市計画決定に係る手続として、7 月に法定説明会、8 月に公聴会を開催するなど、これまで多くの市民の御意見を伺い、計画に反映してまいりました。</p> <p>今後、都市計画決定を経て詳細設計、さらには工事着手と事業を進めることとしており、平成 2 7 年度の完成に向けて、引き続き周辺住民の御意見を踏まえながら、「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい駅前広場となるよう着実に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都駅南口駅前広場の整備 1 6 7, 5 0 0 千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年 5 月 駅前広場の利用実態調査を実施 6 月 駅前広場の整備計画に関する「研究会」（学識経験者、有識者、京都府警及び市内関係部長等により構成）を設置 1 0 月 駅前広場周辺の交通量調査を実施</p> <p>平成 2 2 年 4 月～5 月 第 1 回市民意見募集（整備計画の考え方、イメージ） 7 月～8 月 第 2 回市民意見募集（施設配置案）</p> <p>平成 2 3 年 3 月 「京都駅南口駅前広場整備計画」の策定 平成 2 3 年度 予備設計・測量を実施 平成 2 4 年 7 月 法定説明会の開催 8 月 公聴会の開催</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 3 小型循環バスの運行など、交通不便地域対策を具体化すること。雲ヶ畑，山科，東山など，住民の積極的な取り組みが行われている地域については，市としての財政支援を行うこと。</p>	<p>○ 公共交通は独立採算を原則として，将来にわたって持続可能な運行が求められることから，地域の総意の下，積極的に利用することで，運賃収入を基本に運行することができるよう，地域住民の皆様が生活交通の重要性を認識し，自らが主体的に利用することによって守っていくとの意識の高まりが大変重要であります。</p> <p>○ 北区雲ヶ畑地域の生活交通については，路線バスの撤退表明以降，地域住民の皆様と区役所等の行政機関が連携して検討を進めた結果，平成 2 4 年 4 月以降，地元自治振興会が運行主体となって，雲ヶ畑バス「もくもく号」が運行を開始し，多くの皆様に御利用いただいております。</p> <p>○ また，地域全体の機運が高まっている山科区小金塚地域等においても，現在，住民の皆様を中心に，本市や関係機関等との連携の下，生活の足の確保に向けた取組が進んでおります。</p> <p>○ 引き続き，地域の実情に応じた生活交通の確保に向け，住民の皆様への主体的な活動に対し，支援を行ってまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) <北区雲ヶ畑地域> 平成 2 2 年 7 月 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議の開催 1 0 月 雲ヶ畑地域の生活交通を維持するためのアンケート調査の実施 平成 2 3 年 9 月 京都バスが国土交通省に路線廃止の届出を提出 平成 2 4 年 1 月 新たな生活交通の導入について，雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議で合意 4 月 雲ヶ畑自治振興会が運営する，雲ヶ畑バス「もくもく号」の運行開始</p>		

(次ページに続く)

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 3 3
要 望 内 容	回 答		
	<p><山科区></p> <p>平成 2 2 年 9 月 「山科区交通問題研究会」を設置し、山科区における様々な交通問題に関する課題について、解決策や将来のあるべき姿について議論</p> <p>平成 2 3 年 3 月 今後の方向性について、「山科区交通問題研究会報告書」を取りまとめ</p> <p>5 月 公共交通の利用促進と利便性向上を図るための具体的な改善方策を検討・実施するため、「山科区公共交通利用促進協議会」を設置</p> <p>平成 2 4 年 7 月 小金塚地域において、公共交通導入に向け、住民アンケート調査や交通社会実験を実施するため、「小金塚地域公共交通導入検討会議」を開催</p> <p>1 2 月 小金塚地域において、住民アンケート調査及び交通社会実験を実施</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 3 4 新たな交通バリアフリー構想の推進にあたっては、「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。</p>	<p>○ 平成 2 3 年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において、これまで「引き続き改善方策を検討する地区」に位置付けられ、バリアフリー化が見送られていた駅を含む 1 0 地区を、重点的かつ一体的に整備する重点整備地区として選定しました。</p> <p>○ 平成 2 4 年度は、J R 太秦駅周辺を対象とする太秦地区及び阪急大宮駅周辺を対象とする大宮地区において移動等円滑化基本構想の策定に向けて取り組んでおり、平成 2 5 年度は、J R 藤森地区、深草地区及び西院地区において、移動等円滑化基本構想の策定に向けて取り組んでまいります。</p> <p>○ また、全体構想においては、重点整備地区以外の旅客施設のバリアフリー化についても検討することとしており、引き続き、国、京都府及び交通事業者との連携・協調の下、着実にバリアフリー化を推進してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅等のバリアフリー化の推進 4 6, 8 0 0 千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 4 年 1 0 月 平成 2 2 年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（1 4 地区の重点整備地区の選定）</p> <p>平成 1 5 年度 重点整備地区ごとの基本構想の策定（平成 2 0 年度までに 1 4 地区策定）</p> <p>平成 2 2 年度 平成 1 4 年の全体構想で選定した重点整備地区の旅客施設のバリアフリー化が完了</p> <p>平成 2 4 年 3 月 平成 2 3 年 7 月に設置した「京都市交通バリアフリー推進検討会議」における検討を基に、平成 3 2 年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（1 0 地区の重点整備地区の選定）</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 3 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 4 年 7 月 太秦地区及び大宮地区において基本構想の策定に向けて、「バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を設置</p> <p>1 1 月～1 2 月 「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」(素案)に対するパブリックコメントの実施</p> <p>1 2 月 平成 2 5 年度に基本構想を策定する重点整備地区を決定(J R 藤森地区, 深草地区, 西院地区)</p> <p>1 2 月～平成 2 5 年 1 月 「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」(素案)に対するパブリックコメントの実施</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 5
要 望 内 容	回 答		
2 3 5 アスベスト対策は、労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう国に求めること。	<p>○ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある労働者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問合せ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成 2 2 年 7 月の石綿健康被害救済法一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 6
要 望 内 容	回 答		
<p>◆上下水道事業の充実を 2 3 6 上下水道事業は公営を堅持し，安くて安全な水を供給すること。</p>	<p>○ 「京（みやこ）の水ビジョン」をはじめとする上下水道事業の経営戦略に基づき，これまでから地方公営企業として効率的な経営を行い，財政の健全化を進めております。今後も公営を堅持し，安全・安心で低廉な水道水の安定的な供給に努めてまいります。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 0 8 - 2 0 1 2）」策定 平成 2 1 年 3 月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 3 7
要 望 内 容	回 答		
2 3 7 上下水道料金の値上げを行わないこと。	<p>○ 上下水道料金制度の見直しに当たっては、京都市上下水道料金制度審議委員会からの「意見書」等を踏まえ、基本水量や基本料金などの料金体系を見直すとともに、老朽化した水道管の更新事業の促進など、今後の財政需要等を踏まえた料金水準に見直し、将来にわたり持続可能で安全・安心な上下水道サービスを提供できる制度としてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 3 年 4 月 現行の下水道使用料に改定 1 0 月 現行の水道料金に改定 平成 2 3 年 9 月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始 平成 2 4 年 1 2 月 同委員会から意見書の提出</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 3 8
要 望 内 容	回 答		
2 3 8 最低使用水量を見直し，基本料金を引き下げる こと。	<p>○ 上下水道料金制度の見直しに当たっては，京都市上下水道料金制度審議委員会からの「意見書」等を踏まえ，基本水量や基本料金などの料金体系を見直すとともに，老朽化した水道管の更新事業の促進など，今後の財政需要等を踏まえた料金水準に見直し，将来にわたり持続可能で安全・安心な上下水道サービスを提供できる制度としてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 3 年 4 月 現行の下水道使用料に改定 1 0 月 現行の水道料金に改定 平成 2 3 年 9 月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始 平成 2 4 年 1 2 月 同委員会から意見書の提出</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 3 9
要 望 内 容	回 答		
2 3 9 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的停水措置は採らないこと。	<p>○ 水道料金等の滞納がある市民については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。徴収委託業者の訪問後、支払いがない場合には、職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行いますが、給水停止を実施するまでに面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払い方法を含めて、相談を受け付けるなど親切・ていねいな対応を行っており、機械的な給水停止を行うことはありません。</p> <p>○ 真に生活に困窮している場合には、福祉事務所の紹介やケースワーカーとの協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に合わせて、丁寧な相談と対応を行っております。</p> <p>○ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成 2 1 年度から保健福祉局の職員を講師とした生活困窮者を取巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応などについての研修を行うなど、保健福祉局と上下水道局が連携を深めているところです。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 0
要 望 内 容	回 答		
2 4 0 上下水道事業の建設改良事業については、市民に情報を十分公開し、必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い過大とならないようにすること。	<p>○ 上下水道事業の管きょ等の整備に当たっては、事業の内容や進捗状況等についてホームページ上で公開するなど、市民への情報提供に取り組んでおります。今後とも本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の必要性等を十分検討し、事業を推進してまいります。</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 4 1
要 望 内 容	回 答		
2 4 1 水道・下水道などライフラインの耐震化，老朽管の布設・敷設替えを早急に行うこと。国にも財政措置を求めること。	<p>○ 水道事業では，地震対策の一環として，既設の導水管，送水管及び配水管の布設替えに併せた耐震化，配水幹線の相互連絡管等の布設など，水道管路の耐震性向上に取り組んでおります。</p> <p>○ 特に老朽化した配水管の更新については，次期経営計画において重点項目に位置付け，大幅なスピードアップを図ります。本計画に基づき，配水管の更新率を現行の 0. 5 % から段階的に引き上げ，平成 2 9 年度には 1. 2 % まで，更にその後には 1. 5 % 以上を目指します。</p> <p>○ 公共下水道事業については，国の事業制度を活用し，「京都市下水道総合地震対策計画」（平成 2 5 年度～平成 2 9 年度）に基づき，ライフラインの耐震化を進めてまいります。さらに，老朽化対策についても，戦後布設され標準的な耐用年数を超えた管路を対象を拡大し，老朽化した管路の更生及び布設替えを着実に推進してまいります。</p> <p>○ 国に対しても，インフラの地震対策及び老朽化対策に対する財政支援の拡充を，あらゆる機会を通じて求めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設整備事業 1 1, 0 0 0, 0 0 0 千円【充実】 ・ 公共下水道事業（下水道機能維持・向上対策） 1 0, 1 3 1, 0 0 0 千円【充実】 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 8 年度～ 下水道経年管対策事業開始 平成 2 0 年 2 月 「上水道施設整備事業計画（平成 2 0 年度～平成 2 4 年度）」の策定</p> <p style="text-align: right;">（次ページに続く）</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 1
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 1 年 「蹴上浄水場及び新山科浄水場における緊急遮断弁設置工事」に係る国庫補助金交付決定水道事業に係る「老朽管更新事業」国庫補助金交付決定</p> <p>平成 2 1 年 1 月 「京都市下水道地震対策緊急整備計画」（平成 2 0 年度～平成 2 4 年度）の策定</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 2
要 望 内 容	回 答		
2 4 2 汚水資本費補助金を復活すること。	<p>○ 公共下水道事業における汚水資本費補助金については、急速な下水道整備による資本費の増加に対する下水道使用料の大幅な値上げを抑制するために創設された補助金であり、企業債償還のピークを過ぎた段階では、その役割を終えたものと考えており、復活する考えはございません。当該補助金がなくても、下水道使用料等により、安定した経営が行えるよう、事業の効率化に努めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 3						
要 望 内 容	回 答								
2 4 3 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の充実を求めること。宅地内の鉛管取替えの補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。	<p>○ 鉛製給水管の取替えについては、「京（みやこ）の水ビジョン」において、平成 2 9 年度末までに道路部分の鉛製給水管を全て解消することを目標としており、引き続き、起債を利用した単独取替事業などの取組を推進してまいります。</p> <p>○ 国に対しては、鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めてまいります。</p> <p>○ 鉛製給水管取替工事助成金制度については、利用の促進を図るため、「鉛製給水管ご使用のお知らせ」はがきの発送や、市民しんぶん、ホームページへの掲載などにより周知するとともに、平成 2 2 年度に実施した助成金制度の利用に関するアンケートの結果を踏まえた制度の対象となる市民への戸別訪問を行っております。</p> <p>○ 平成 2 5 年度においても、対象となる市民への戸別訪問を継続し、当該助成金制度を活用していただけるよう周知を図ってまいります。</p> <p>○ 助成額については、同様の制度を実施している他都市と比べても、ほぼ同程度の金額となっていることから限度額の引き上げは、考えておりません。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・鉛製給水管単独取替事業</td> <td>1 2, 6 0 0 件</td> <td>3, 0 0 0, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・鉛製給水管取替工事助成金</td> <td>8 0 件</td> <td>3, 5 0 0 千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」の策定</p> <p>平成 2 1 年度 起債を利用し、鉛製給水管単独取替事業を 9, 0 0 0 件まで拡大（平成 2 0 年度 2, 0 0 0 件）</p> <p>平成 2 2 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 0 0 0 件に拡大</p> <p>平成 2 4 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 6 0 0 件に拡大</p>			・鉛製給水管単独取替事業	1 2, 6 0 0 件	3, 0 0 0, 0 0 0 千円	・鉛製給水管取替工事助成金	8 0 件	3, 5 0 0 千円
・鉛製給水管単独取替事業	1 2, 6 0 0 件	3, 0 0 0, 0 0 0 千円							
・鉛製給水管取替工事助成金	8 0 件	3, 5 0 0 千円							

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 4
要 望 内 容	回 答		
<p>2 4 4 地域，簡易水道への国庫補助制度の存続を国に求めること。高額の住民負担が伴わないよう簡易水道への補助制度を新設すること。</p>	<p>○ 大原地区及び京北地区の簡易水道施設の再整備を実施していくうえで，財政支援は不可欠であり，引き続き国に対してその制度の存続を求めてまいります。</p> <p>○ 住民負担については，既に，一般会計から多額の繰出しを行うことで軽減を図っておりますが，平成 2 8 年度末の水道事業への統合に向けて，負担の在り方を検討してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 5
要 望 内 容	回 答		
2 4 5 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。	<p>○ 雨水貯留施設設置助成金制度については、平成 2 2 年度からの予算の増額、助成対象枠の拡大、制度の P R 等が効果を発揮し、毎年、市民に広く利用していただいております。また、平成 2 3 年 7 月から実施している雨水浸透ます設置助成金制度については、平成 2 3 年度に 1 件の申請を受けております。</p> <p>○ 平成 2 5 年度については、雨水浸透ますの設置を一層促進させるために、助成制度の見直しを行い、市民ニーズに応じた取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留施設設置助成金制度 3, 0 0 0 千円 ・雨水浸透ます設置助成金制度 1, 0 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 7 年度 「雨水貯留施設設置助成金制度」の開始</p> <p>平成 2 1 年度 「雨水貯留施設設置助成金制度」を引き続き「新世代下水道事業」として実施できるように国と協議（年間助成件数 1 3 8 件）</p> <p>平成 2 2 年度 国と協議を行った結果、平成 2 6 年度までの延伸が承認されたため、引き続き事業を継続（年間助成件数 1 5 6 件） 助成対象の雨水貯留施設の容量を 1 0 0 リットルから 5 0 0 リットルとしていたが、8 0 リットル以上とした。</p> <p>平成 2 3 年度 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の 1 つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を開始（年間助成件数 1 件） 雨水浸透ます設置助成金制度：年間助成件数 1 件 雨水貯留施設設置助成金制度：年間助成件数 1 4 6 件</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 6
要 望 内 容	回 答		
2 4 6 側溝の浚せつや整備を日常的に行い，雨水被害を防ぐこと。	<p>○ 限られた予算のなかで計画的に側溝の浚せつや整備を行うとともに，職員の巡視点検や市民からの情報により必要な箇所については緊急的な浚せつや整備を実施し，浸水被害の防止に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業 (排水路清掃) 1 0 4, 0 0 0 千円 ・ 公共下水道工事 (排水路整備) 1 1 9, 0 0 0 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
<p>八 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を</p> <p>◆公営交通を軸にした交通体系で市民の足を守ること</p> <p>2 4 7 国に対して、市民の足を守るため次の点を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し、公共交通を守る法改正を行うこと。 ・市バス事業に対する国の補助制度を確立すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は、市域のバス輸送の 8 5 パーセントを担っており、今後も、市内の中心的な交通事業者として、民間バス事業者を含めた京都市の交通ネットワークの維持・発展に取り組み、京都市民の足を守ってまいります。 ○ バス事業に対する国庫補助制度の要望については、平成 2 4 年 7 月に「平成 2 5 年度 政府施策に関する要望書」や「大都市交通事業に関する要望」などで要望しており、今後も引き続き、補助制度の確立に向け国に働き掛けてまいります。 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 4 8
要 望 内 容	回 答		
2 4 8 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。	<p>○ お客様からの市バス運行への御要望については、区長懇談会における地域の皆様からの御要望や交通局に直接いただくお客様の声などに真摯に耳を傾け、地域の人口動向や移動実態などのデータも分析するとともに、実際に地域に出向くなど、現状の把握を行っているところです。</p> <p>また、平成24年5月、6月に実施した市バス旅客流動調査やお客様アンケート調査によって得られたデータをしっかりと分析したうえで、運行に係る安全面や採算性も含め、総合的に判断してまいります。</p> <p>○ 右京区の南太秦学区では、地域を中心に右京区役所、交通局が連携し、市バス70号系統の利用促進活動を展開したことにより、利用者の大幅な増加を図ることができました。こうした地域との連携による公共交通利用促進に向けた取組の広がりが、市民の足を守ることにもつながるものと考えております。</p>		

要 望 内 容

回 答

249 日本一高い市バス・地下鉄運賃を値下げすること。市内全域を均一区間とすること。

○ 市バス・地下鉄の運賃値下げについては、これによる減収分を補うだけのお客様の増加は難しく、更に厳しい経営状況に立ち至ることが懸念されることから、運賃の値下げは困難です。

なお、御指摘の「日本一高い運賃」については、乗車する区間によっては、他都市と比べて運賃が割安になる場合もあり、一概には言えないと考えております。

○ 均一運賃区間の拡大を実施しようとした場合、周辺地域と市内中心部を結ぶ路線において競合する民営バス事業者に与える影響が大きいこと、また、均一運賃区間外のみを利用するお客様にとっては値上げになる場合があることから、慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

(経過・これまでの取組等)

※参考 地下鉄普通運賃の他都市比較

(単位 円)

	営業キロ (km)																						直近の 改定時期
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
京都市	210	250			280			310			340						平成18年1月						
福岡市	200	250			290			320			340			360	平成9年6月								
仙台市	200	240		290		320		350			平成8年6月												
札幌市	200	240		280			310			340			360	平成9年4月									
大阪市	200	230		270			310			360			平成9年7月										
神戸市	200	230		260		300		330		360		390		平成11年8月									
横浜市	200	230		260			290			320			350		平成9年9月								
名古屋市	200	230		260			290			320						平成8年4月							

注1 緑色部分は、京都市よりも運賃が高い区間を示す。

注2 点線部分は、京都市と運賃が同額の区間を示す。

注3 斜線部分は、当該事業者の営業キロを超える部分であり、運賃設定がない。

注4 直近の改定時期は、消費税のみの改定(仙台市平成9年4月)を除く。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 0
要 望 内 容	回 答		
2 5 0 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し、正職員とすること。	<p>○ 若年嘱託制度については、運転技術やお客様接遇に優れた優秀な職員を確保するため、平成 1 2 年度から導入しているもので、平成 2 4 年 9 月からは、更なる事故防止とお客様接遇の向上に向け、仕事に対する責任感と取組意欲の更なる喚起を図るため、嘱託期間を 5 年から 4 年に短縮したところです。</p> <p>今後とも引き続き、若年嘱託制度により、人件費の増加を抑えつつ、優秀な職員の確保に努めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 1 「管理の受委託」は撤回すること。安全走行を考慮した勤務となるよう委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。</p>	<p>○ 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための手段と判断しております。</p> <p>○ 委託先の労働条件については、国土交通省の通達により、雇用等の労働条件に関して各社の労働組合との合意が必要とされていることから、運転士の具体的な労働条件は各社の責任の下、労働関係法令を遵守した上で取り決められているところです。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <p>・ 管理の受委託 委託料 4, 7 3 4, 7 9 7 千円</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
2 5 2 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。	<p>○ 市バスの走行環境改善については、京都府警察に対して、PTPS（公共車両優先システム）の設置拡大及びバス専用レーンの充実を強く要望しているところであり、その効果的手法について、「京都府警察本部交通部と京都市交通局との公共交通機関走行環境改善研究委員会」で、研究を進めております。また、ドライブレコーダーについては、平成24、25年度の2箇年で全車両に導入することとしており、ドライブレコーダーの更なる活用を図り、関係機関とも連携して、バス専用レーンの徹底、違法駐停車の取締りに取り組んでまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T P S 車載機取付 5, 7 5 2 千円 ・ 専用レーン啓発 1, 5 2 4 千円 ・ ドライブレコーダー搭載費用 8 5, 1 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成21年7月 京都府知事と京都市長との懇談会において、PTPS（公共車両優先システム）の適用区間を従来の北大路バスターミナルから九条車庫までの区間11.5kmに加え、北大路バスターミナルから京都市役所前までの区間4.6kmにも拡大することで合意（平成22年3月29日に運用開始）</p>		

要 望 内 容

回 答

2 5 3 生活支援路線への補助制度を確保し、補助金を復元すること。

○ 市バス74系統のうち47系統が、市民生活に不可欠であるものの民営バス並の
コストで運営しても赤字となる生活支援路線です。これを維持するため、生活支援
路線への補助金を継続しますが、健全化計画で見込んでいた金額より縮減を図つて
おり、平成25年度においては、前年度と同額を確保しております。

なお、平成24年11月に策定した「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方
針」では、累積欠損金及び累積資金不足の解消に目途が付けられる平成27年度に
生活支援路線補助金を含めた一般会計からの任意補助金に頼らない自立経営を目指
すこととしています。

(平成25年度予算額)

・生活支援路線補助金 462,000千円

(経過・これまでの取組等)

平成16年度から、民営並みコストで運営してもなお生じる赤字額(①路線全体
が赤字となる系統及び②路線全体が黒字でも旧市電外郭線外は赤字が生じている系
統の赤字額)について、補助金を措置

平成21年度からは、上記②に該当する系統の赤字額を補助の対象外とした。

生活支援路線補助金額の推移

年 度	補助金	補助対象系統数/全系統数
平成21年度	924,000千円	34系統/74系統
平成22年度	924,000千円	37系統/74系統
平成23年度	924,000千円	35系統/74系統
平成24年度	462,000千円	33系統/74系統
平成25年度	462,000千円	34系統/74系統

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
2 5 4 市バス・地下鉄の利用促進をはかるために、バス待ち環境や乗り継ぎの改善・拡充を行うこと。	<p>○ バス待ち環境の改善については、バスロケーションシステムの設置、ベンチの設置及び広告付きバス停留所上屋整備事業に積極的に取り組み、バス停留所施設の整備を進めているところです。また、平成 2 4 年度においては、バス停留所へのインターネット環境の整備である W i F i スポットの設置を進めております。</p> <p>平成 2 5 年度は、バスロケーションシステムの設置を年間 5 基から 1 0 基へ増やすとともに、新たにバス停標識柱簡易ソーラー照明器具の設置を促進します。更に、地域や民間の協力をいただき、歩道等に隣接する場所にバス待ちスペースを確保し、バス待ち時間を安全・快適かつ、有効にお過ごしいただけるよう、新たな発想による「バスの駅」設置を関係機関と連携して推進してまいります。</p> <p>○ 乗継ぎの改善については、平成 2 5 年 3 月のダイヤ改正においても、引き続き、鉄道との結節を強化することで、利便性の向上を図ってまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスロケーションシステム設置 1 8, 0 0 0 千円【充実】 ・バス停留所ベンチ設置 4, 0 0 0 千円 ・バス停標識柱簡易ソーラー照明器具 1, 2 0 0 千円【新規】 ・バスの駅設置 2 0, 0 0 0 千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広告付きバス停 6 6 箇所 (平成 2 4 年 1 2 月末現在累計) バスロケーションシステム設置 2 8 8 箇所 (平成 2 4 年 1 2 月末現在累計) ベンチの設置 6 9 2 箇所 (平成 2 4 年 1 2 月末現在累計) 		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
2 5 5 伏見区及び左京区等区内全域から総合庁舎が利用できるバス路線をつくること。	<p>○ 左京区総合庁舎へのアクセスについては、平成 2 3 年 3 月に実施したダイヤ改正において、旧庁舎のあった吉田地区からはもとより、岩倉・上高野方面からのアクセスについても考慮して、可能な限り公共交通を利用して来庁できるよう市バス 6 5 号系統の経路を、「左京区総合庁舎前」を通る経路に変更するとともに、京都バスとも連携し、来庁される皆様の利便性確保に努めてまいりました。</p> <p>また、更なる市バスの利便性向上の観点から、関係局区が協議を重ねた結果、平成 2 5 年 3 月に予定するダイヤ改正において、現在、北行のみ「左京区総合庁舎前」へ運行している 4 号系統の一部を、南行でも運行することとし、更なるアクセスの充実を図ってまいります。</p> <p>○ 伏見区総合庁舎へのアクセスについては、徒歩圏内にバス停や鉄道駅もあることから、バス路線の新設は予定しておりません。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
2 5 6 点字ブロックの敷設や歩道の整備など、全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。	<p>○ 点字ブロックについては、道路管理者の協力の下、バス停留所 1, 5 7 9 箇所のうち 6 4 5 箇所（平成 2 4 年 1 2 月末現在）に敷設しております。今後も「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、停留所施設を改良する時には、点字ブロックの敷設をはじめ、停留所のバリアフリー化を推進するよう取り組んでまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
2 5 7 福祉乗車証の磁気カード化をすすめること。	<p>○ 現在の福祉乗車証は、障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しており、更新がないことから、障害者手帳を紛失しない限り、長期間の使用が可能です。</p> <p>一方、磁気乗車証は、磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となり、多額の財政負担を伴うため困難であると考えておりますが、どのような方法が利用者にとって最善であるか、引き続き研究してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1, 5 8 5, 6 5 7 千円 		

平成25年度予算要望に対する回答		NO.	258
要 望 内 容	回 答		
258 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。	<p>○ 本市では、「歩くまち・京都」の実現のため，市民委員，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員に参画いただいている「歩くまち・京都」推進会議と戦略に掲げる3つの柱に関する推進マネジメント会議を設置し，「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進しております。</p> <p>○ また，観光地交通対策や，駅等のバリアフリー化の推進，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに，市民をはじめ，関係団体，学識経験者，交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し，施策・事業に対する合意形成を図っており，今後とも，市民や関係団体をはじめ，多くの方々の御意見を踏まえ，交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>（平成25年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 8,200千円 ・京都のまちにふさわしい公共交通検討調査 10,000千円【新規】 ・ロードプライシングをはじめとした自動車流入抑制策の検討 5,000千円【新規】 ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 4,900千円 ・「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進） 27,100千円 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 13,000千円【充実】 ・「歩いて楽しいまちなかゾーン（仮称）」の推進 40,700千円【充実】 ・京都駅南口駅前広場の整備 167,500千円【充実】 ・京都駅北口駅前広場における交通施設整備 25,000千円【充実】 ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 50,000千円【充実】 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 22,000千円 ・駅等のバリアフリー化の推進 46,800千円【充実】 ・バス利用促進等総合対策の推進 600千円 ・「歩くまち・京都」公共交通センターの支援 2,000千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
<p>2 5 9 市バス，地下鉄の安全運転の基盤である，整備部門の民間委託を撤回し，人的，技術的強化を図るため，整備士の計画的採用・養成をすすめること。</p>	<p>○ 市バス，地下鉄の整備業務については，効率的な運営に留意しつつ，長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ，安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため，今後も必要な体制を確保してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 0
要 望 内 容	回 答		
<p>九 生活道路優先の道路環境整備を 2 6 0 京都市内高速道路の関連街路である鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第 3 工区）の道路整備計画は、撤回すること。</p>	<p>○ 東日本大震災を踏まえ、橋りょう対策をはじめとする防災・減災対策を着実に実施するため、平成 2 4 年 3 月に道路整備事業の見直しを行い、鴨川東岸線の塩小路～岸ノ上橋間（第 3 工区）については、平成 2 7 年度までは事業化を見送ることとしています。</p> <p>今後は、現在、工事を進めている岸ノ上橋～三ノ橋放水路間（第 2 工区）の整備効果を十分に踏まえ、本市の厳しい財政状況等も勘案し、事業の在り方を検討してまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 1
要 望 内 容	回 答		
<p>2 6 1 国道 9 号線「西立体交差事業」は、千代原口交差点の立体化のみにとどめ、国に見直しを求めること。</p>	<p>○ 国道 9 号の京都西立体交差事業については、西京区の千代原口地区（千代原口交差点の立体化）、右京区の葛野地区において、国土交通省が実施している事業です。</p> <p>○ 西京区の千代原口地区については、平成 2 5 年 2 月に完成する予定であり、その後、電線共同溝及び歩道部の工事が進められることとなっております。</p> <p>○ 一方、右京区の葛野地区については、千代原口の立体化や京都第二外環状道路などの周辺道路の完成による交通流動の変動等を踏まえ、事業を推進していくと聞いております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 1 1 年 8 月 都市計画決定告示 平成 1 5 年 1 0 月 千代原口地区工事着手 平成 2 4 年度 千代原口地区立体化完成予定</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 2
要 望 内 容	回 答		
2 6 2 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること。	<p>○ 都市計画道路北泉通については、左京区総合庁舎への高野川東側からのアクセスを飛躍的に向上させるものであり、重要な事業であると考えております。また、地域の皆様、特に高齢者や障害のある市民から、早期完成を求める強い要望を頂いております。平成 2 5 年度は、早期完成を目指し、用地買収及び詳細設計に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <p>・都市計画道路北泉通 用地補償費・詳細設計委託料ほか 1 4 1, 4 0 0 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年度～ 2 2 年度 街路基本調査の実施</p> <p>平成 2 4 年度 都市計画変更を実施、事業認可を取得</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 3
要 望 内 容	回 答		
2 6 3 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、ゾーン対策など、安全対策・整備をすすめること。そのための予算を増額すること。	<p>○ 通学路を含む生活道路の安全対策については、市民からの要望や指摘を踏まえ、地元の意見や特性を考慮しながら、優先順位を定め、速やかに対策を実施するよう努めております。</p> <p>○ 特に、通学路の安全対策については、亀岡市での事故を受け、全市立小学校 1 7 0 校を対象に、速やかに緊急総点検を行い、その結果を基に、各行政区に設置している「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」に区役所、教育委員会、小学校も参画し、要対策箇所の洗い出しを行い、京都府警とも連携しながら、関係機関一丸となってハード・ソフトの両面から取り組んでおります。</p> <p>○ 第 1 次対策では、ハード対策として、市内 8 箇所の土木事務所の職員が、直営でポストコーンの新設等を最優先に取り組むとともに、路面標示の補修を業者委託するなど、緊急に対応が必要な対策について、平成 2 4 年 8 月末までに完了させました。また、ソフト対策として、通学路の変更、見守り活動や交通安全指導の充実などに取り組みました。</p> <p>また、第 2 次対策では、引き続きソフト対策に取り組むとともに、ハード対策として、6 億 8 千万円の補正予算を確保し、小学校を中心とした半径 2 0 0 m を一つのゾーンとし、路側部や交差点部のカラー化、警戒標識の設置、「速度落とせ」等の路面標示を新設するなど、通行車両に対し、学校の存在を認識させ、安全性の向上を図る取組を行っております。</p> <p>○ 今後とも、ハード面での対策が困難な場合については、ソフト対策を充実するなど、現場の状況に合わせ、保護者や地域の皆様、警察をはじめとする関係機関とも連携しながら、通学路のより一層の安全を図ってまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路維持補修費 1, 9 7 2, 2 9 2 千円 ・ 交通安全施設整備費 5 4 0, 7 4 6 千円 		

要 望 内 容

回 答

264 引き続き自転車駐輪場の整備を促進すること。
路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。

- 平成22年3月に策定した「改訂京都市自転車総合計画」に基づき、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」を活用し、民間事業者による整備を進めるなど、引き続き自転車等駐車場の整備を進めてまいります。
- 路上駐輪場については、これまで3箇所において供用を開始しており、平成25年3月には烏丸今出川交差点付近での供用開始を予定しております。
今後も、検討可能な箇所において、整備に取り組んでまいります。
- また、「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」では、バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を含んだ自転車等駐車場整備についても、助成対象としております。
- なお、平成25年度は「京都市駐車場条例」に基づき、一定規模以上の建築物に自動車駐車場の設置を義務付ける付置義務制度を弾力的に活用し、付置を求める自動車駐車場の一部を自動二輪車駐車場に転用できる制度について、検討してまいります。

(平成25年度予算額)

- ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 28,000千円
- ・付置義務駐車場の弾力的な活用による自動二輪車駐車場確保に関する検討業務 2,300千円【新規】

(経過・これまでの取組等)

平成21年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始
改訂京都市自転車総合計画の策定
助成実績 10件（自転車463台、バイク194台分）

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>平成 2 1 ~ 2 2 年度 御池通まちかど駐輪場の整備</p> <p>平成 2 2 年度 助成実績 6 件 (自転車 3 1 7 台, バイク 1 8 9 台分)</p> <p>平成 2 2 ~ 2 3 年度 二条駅まちかど駐輪場の整備</p> <p>平成 2 3 年度 四条大宮まちかど駐輪場の整備 助成実績 1 1 件 (自転車 5 7 9 台, バイク 1 2 8 台分)</p> <p>平成 2 4 年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備 (予定) 助成実績 1 0 件 (自転車 3 3 1 台, バイク 3 1 0 台分)</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 5
要 望 内 容	回 答		
2 6 5 自転車専用レーンを拡充し、自転車道のネットワークを広げるなど、自転車走行環境の改善に努めること。	<p>○ 自転車通行環境の整備については、平成 2 4 年 3 月に自転車通行環境整備の基本方針と整備手法を定めた「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」（案）を取りまとめたところであり、今後、このプログラムに基づき、地元関係者等の意見を十分聞きながら、連続性のある自転車通行環境ネットワークの整備を進めてまいります。</p> <p>○ 平成 2 4 年度は、その皮切りとして、地下鉄の駅や学校、観光地、オフィスビルなどが多く存在し、ネットワークの東西の軸となる御池通、南北軸の烏丸通において自転車通行環境の整備に着手しており、平成 2 5 年度も引き続き、整備を進めてまいります。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額） ・自転車通行環境整備事業（御池通他） 2 2 2, 2 0 0 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年度 自転車通行環境整備に係る現状調査 平成 2 2 年度 自転車通行環境整備に係る実証実験（御池通） 平成 2 3 年度 「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」（案）取りまとめ</p>		

要 望 内 容

回 答

十 公正・公開・市民参加の市政運営を

266 指定管理者制度の適用を行わないこと。なお、現在運用している事業については、公共性・安全性の確保、労働法遵守など行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め、公的責任を果たすこと。

- 指定管理者制度の導入に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らし、単に経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。今後も、指定管理者制度の対象となる施設については、積極的に同制度の導入の検討を行ってまいります。
- なお、制度導入済みの施設については、「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適正に運用すること等により、公的責任を果たしているものと考えます。

(経過・これまでの取組等)

- 「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において、次のように定めています。
- ・制度の運用に当たっては、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。
 - ・指定管理者の選定に当たっては、施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと等の基準に沿って審査する。
 - ・指定管理者からの定期的な報告の聴取、運営改善の指導など、常に適正な管理運営を図るための点検、指導を行う。
 - ・施設の管理運営に関し、法令違反となる行為があったときには、指定管理者は速やかに所管局等の長へ報告を行う。

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 7
要 望 内 容	回 答		
2 6 7 技能労務職員の 5 0 %削減及びごみ収集業務の 5 0 %民間委託化方針を撤回すること。	<p>○ 環境政策局における「技能労務職員の 5 0 %削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の 5 0 %委託化の計画的実施」については、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げられたものであり、市民から真に信頼される市役所の実現を目指し、今後も、着実に取組を進めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 8
要 望 内 容	回 答		
2 6 8 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。一般行政に徹すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、あらゆる特別扱いを排して、改革を押し進めてきました。 ○ 今後についても、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
2 6 9 新たな口実を与える「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は撤回すること。	<p>○ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、各局・区が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 3 月 「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5 月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 0
要 望 内 容	回 答		
2 7 0 市立浴場料金は、民間浴場との是正を直ちに行うこと。市立浴場財団の運営や役員体制、職員配置を見直すこと。	<p>○ 市立浴場料金については、平成 2 5 年度中に料金改定を実施し、民間浴場との料金格差が解消されるよう、浴場運営財団を厳しく指導してまいります。</p> <p>また、平成 2 2 年 1 1 月市会において付された警告の趣旨を重く受け止め、理事者と役員の兼職を含めた浴場財団そのものの在り方の見直しに取り組むとともに、市立浴場の運営に当たっては、浴場運営の更なる効率化及び地域福祉の向上を目指したサービスの充実等、市民の理解が得られ、地域に愛される浴場となるよう取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立浴場運営 4 4 5, 3 0 1 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><大人入浴料金の改定></p> <p>平成 1 9 年 4 月 1 日から 2 6 0 円 → 2 9 0 円 (3 0 円値上げ)</p> <p>平成 2 1 年 5 月 1 日から 2 9 0 円 → 3 3 0 円 (4 0 円値上げ)</p> <p>平成 2 4 年 3 月 1 日から 3 3 0 円 → 3 7 0 円 (4 0 円値上げ)</p>		

平成 2 5 年度予算要望に対する回答		NO.	2 7 1
要 望 内 容	回 答		
2 7 1 市民生活相談体制を強化し，消費生活総合センターの相談員の処遇を改善すること。	<p>○ 消費生活相談体制については，平成 2 3 年度に相談員を 1 名増員し，相談時間の延長等，消費者の相談機会の拡充を図ったところです。相談員の処遇改善については，複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう，研修への参加を積極的に支援し，相談員の総合的な資質の向上に努めるなど，相談員の支援の強化に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談事業 1, 4 0 0 千円 ・消費者相談 5, 9 5 3 千円 ・消費者啓発 4, 0 0 2 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 2
要 望 内 容	回 答		
2 7 2 オレオレ詐欺など高齢者の消費者被害対策を強化すること。	<p>○ オレオレ詐欺等の消費者被害対策については、相談者に対し、被害の未然防止や拡大しないよう助言を行うとともに、警察と連携し、手口や対策についての情報を市民しんぶん等に掲載し、広く注意を呼び掛けております。 今後も引き続き、新たな手口にも十分注意しながら、消費者への啓発を強化してまいります。</p> <p>○ 特に情報弱者となりやすい高齢者については、消費生活総合センターの相談員による出前講座を実施するほか、市民ボランティアや関係機関・関係団体との緊密な連携の下、消費者被害に関する注意喚起等の情報が確実に届くよう、身近な地域での見守りの仕組みづくりを推進してまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談 5, 9 5 3 千円 ・消費者啓発 4, 0 0 2 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 3
要 望 内 容	回 答		
2 7 3 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。	<p>○ 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。</p> <p>○ また、「多重債務の掘り起こしによる救済」や「啓発・教育による未然防止」に関して、庁内関係部署で検討及び情報交換することにより多重債務問題を総合的に解決するための庁内会議を設置しております。</p> <p>○ これらの取組の成果として、本市における近年の多重債務特別相談件数については、大幅に減少している状況です。今後も、引き続き相談に応じられる専門体制を確保するとともに、庁内関係部署との連携により、引き続き多重債務問題に係る取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多重債務相談事業 1, 4 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 9 年 1 0 月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画</p> <p>1 2 月 多重債務相談専用ダイヤルを開設</p> <p>平成 2 0 年 4 月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設</p> <p>平成 2 2 年 6 月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施</p> <p>9 月 多重債務特別相談とこころの健康相談を同一会場で実施 (第 2 ・ 第 4 水曜日)</p> <p>平成 2 3 年 5 月 多重債務相談専用ダイヤルの相談受付時間を延長</p>		

要 望 内 容

回 答

274 「きょうと男女共同参画推進プラン」を推進すること。

・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。

・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。

・市職員の管理職、審議会委員の女性の登用率を高めること。

○ 平成23年3月に策定した「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、引き続き、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいります。

○ また、平成24年3月に策定した「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、「真のワーク・ライフ・バランス」に目覚める企業を増やすプロジェクトの一環として、中小企業が行う先進的な休暇・休業制度の導入や職場環境の整備に向けた支援を目的とした補助制度を新たに創設するなど、「働く環境整備」の支援に取り組んでいるところです。

○ 「第4次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」の策定に際しては、素案の段階で、広く市民・関係団体に意見募集を行い、その内容を同プランに反映しております。今後も、市民、団体、NPOなどの皆様の御協力を得て、しっかりとプランを推進してまいります。

○ 女性職員の登用については、平成24年4月1日付けの係長級以上の職員全体に占める女性の割合が20.3%となり、「人材活性化プラン」（平成21年3月策定）に掲げた「20%」という目標を達成したところですが、今後も、引き続き、女性の持てる能力をより一層発揮させるとともに、市政の隅々にまで女性の視点を行き渡らせるため、管理職への女性の登用を積極的に進めてまいります。

○ 審議会委員の女性の登用については、各審議会等の女性登用率の達成状況がより分かるよう、「第4次京都市男女共同参画推進計画」において、「女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合を50%以上にする」という目標を掲げ、女性委員の登用に努めています。平成23年度末で52.8%（前年度同期44.9%）となり、目標を達成したところですが、引き続き、積極的な登用を目指して取り組んでまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 4
要 望 内 容	回 答		
	<p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在 女性委員の登用率が 3 5 % を超える 審議会の割合 5 2 . 8 %</p> <p>平成 2 4 年 4 月 1 日現在 女性役付職員の比率 2 0 . 3 %</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 5
要 望 内 容	回 答		
2 7 5 所得税法 5 6 条廃止を国に求めること。	<p>○ 所得税法第 5 6 条において、家族従事者の給料収入は必要経費として認められておりませんが、同法第 5 7 条においては、青色申告を行った場合は必要経費に算入することが認められております。青色申告を行うことにより、正確な記帳、記録に基づく家計と事業の分離が確保され、事業経営に資するものであると考えております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 6
要 望 内 容	回 答		
<p>2 7 6 民間シェルターへの補助の拡充，公的シェルターの設置など，DV被害者や家族・支援者の安全と権利を確保すること。京都市DV相談支援センターの体制拡充，施設整備を進めること。</p>	<p>○ 平成23年度に民間シェルターへの家賃補助を2室から3室に拡充し，緊急時の安全確保に係る援助制度を新設したほか，平成24年度からは警察や一時保護機能を持つ京都府家庭支援総合センター等との会議を定例化するなど，連携強化に取り組んでいるところです。今後も状況を勘案しながら，適切な安全確保の実施に引き続き努めてまいります。</p> <p>○ 京都市DV相談支援センターにおいては，平成24年度に非常勤嘱託員を1名増員し，相談体制の充実を図ったところであり，今後も必要に応じて，体制や施設整備について適切に対応してまいります。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 54,870千円 ・DVに悩む男性のための電話相談及び教職員を対象としたDV予防講座 1,000千円【新規】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年 4月～ 京都市民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金の支給 シェルターを運営する民間団体に対し，家賃に要する費用を助成</p> <p>平成23年10月～ 京都市DV相談支援センター開所 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業 DV被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に，シェルター等を運営する団体に対し，生活諸費相当額を支給</p> <p>平成24年 4月 DV相談支援センターの非常勤嘱託員を1名増員</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 7
要 望 内 容	回 答		
2 7 7 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	<p>○ 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが、永住外国人への地方参政権付与については、国会において十分議論が尽くされるべき問題であると認識しており、国会の動きを見守りたいと考えております。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 8
要 望 内 容	回 答		
2 7 8 左京区役所旧庁舎については売却せずに、支所機能を含む公的施設として有効活用を図ること。	○ 旧庁舎跡地については、京都大学から世界最高水準の教育研究を展開する新たな大学院の設置計画が示されており、大学のまち京都の推進や地域の発展に大きく寄与するものとして、平成 2 4 年度内に京都大学へ譲渡する予定としております。		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 7 9
要 望 内 容	回 答		
2 7 9 行政の主導による市民と市職員への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。	<p>○ 様々な人権問題の解決のためには、市民自らが人権問題について気付き、考え、行動することによって、人権尊重の気風を醸成することがより重要となります。こうした理念の下、市民が自発的に人権について学習する機会の提供や、自主的な活動への支援などに努めてまいります。</p> <p>(平成 2 5 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 4 6, 3 5 9 千円 		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 0
要 望 内 容	回 答		
<p>2 8 0 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点ですべての行政施策の点検を行うこと。</p>	<p>○ 本市では、子どもの権利条約の理念も踏まえながら、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範となる「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定するとともに、平成 2 3 年 4 月には、この憲章を総合的に推進する「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行しております。今後とも、憲章の理念に通じる実践行動の輪をより一層大きなものとするため、全庁を挙げての取組はもとより、市民と行政が協働して、普及促進に取り組んでまいります。</p> <p>○ 子どもの権利条約では、児童に関する全ての措置を取るに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとされており、京都市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市未来こどもプラン」では、基本方針の一つとして、「子どもの最善の利益を追求する」ことを掲げ、子どもの人権と幸せを第一に考えた取組を進めております。また、「京都市未来こどもプラン」については、「京都子どもネットワーク連絡会議」において施策の進捗を点検し、計画の取組状況について、毎年度、公表しております。</p> <p>（平成 2 5 年度予算額） ・子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の推進 6, 0 0 0 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 1 9 年 2 月 子どもを共に育む京都市民憲章制定 平成 2 3 年 4 月 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 1
要 望 内 容	回 答		
2 8 1 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。	<p>○ 債権管理条例は、債権管理の適正化及び債権回収を市全体として一層推進していくために制定を検討しております。</p> <p>今後、他都市の条例や運用状況等を精査し、引き続き、検討を進めてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 2
要 望 内 容	回 答		
2 8 2 「資産有効活用」の名による市保有地の民間への売却はやめ、住民の声を聞き、住民のために活用すること。	<p>○ 本市では、平成 2 4 年 6 月に策定した「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、本市自ら利用する必要がなくなった資産については、社会全体で有効に活用することにより、市民サービスの向上や財政の健全化を促し、市民生活や地域経済を含めた市全体の発展・活性化を目指すこととしております。</p> <p>今後とも、資産の売却や貸付け等を積極的に進め、地域振興の推進や、福祉の充実などのための財源を確保し、市民生活をしっかりと支えてまいります。</p>		

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 3
要 望 内 容	回 答		
2 8 3 学校統廃合による学校跡地の活用については、関係者と住民の声を反映すること。	<p>○ 市民の貴重な財産である学校跡地の活用については、平成 2 4 年 7 月に、地域の意見を反映する機会を設けた学校跡地活用に係る「市民等提案制度」を創設し、民間等事業者の活力をいかした提案を広く募集しているところです。</p> <p>政策課題への対応や地域及び本市の活性化に資する活用の実現に向けて、地域の御理解の下、引き続き、取組を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 9 月, 1 0 月 「京都市都心部小学校跡地活用審議会」開催 1 1 月 「学校跡地活用の今後の進め方の方針」策定 平成 2 4 年 7 月 学校跡地活用に係る「市民等提案制度」の創設・提案募集開始</p>		

要 望 内 容

回 答

284 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。

・広島、長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど、平和の学習を強めること。

・高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い、被爆者援護施策を強化すること。

・被爆2世、3世の医療費補助を創設すること。

・国に対して、現在の原爆症認定基準を被爆者の要求に基づいて、早急に見直すよう強く求めること。

・「2020ビジョン」の早期達成、核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。

○ 本市立学校においては、学習指導要領を踏まえ、社会科、道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ、広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や、京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など、これまでから平和学習に取り組んでおり、今後も同様の取組の充実に努めてまいります。

○ 被爆者に対する実態調査については、各保健センターで実施している健康診断等により被爆者の方々の健康状態を一定把握していますが、今後とも被爆者の方々の健康状態の把握に努めてまいります。

○ 被爆者の援護施策については、国の責務であり、被爆者の子や孫である被爆2世、3世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。

○ 原爆症認定基準の見直しについては、現在、被爆者や専門家で作る厚生労働省の検討会により、議論が行われているところです。本市としては、今後とも国の動向を注視してまいります。

○ 本市においては、2020年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や、「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど、平和市長会議と共に、核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。

○ また、本市独自に、「平和祈念事業」や平和市長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など、平和に関する様々な取組を実施してきたところであり、今後とも取組を進めてまいります。

(次ページに続く)

平成 2 5 年度 予算要望に対する回答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
<p>・本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。</p>	<p>○ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成10年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。</p> <p>(平成25年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和祈念事業 500千円 ・被爆者援護事業補助金 400千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年 「ヒロシマ原爆展」(広島市・広島平和記念資料館との共催)</p> <p>平成19年 「平和都市宣言50周年」…ヒロシマの原爆に関する写真などのパネル展</p> <p>平成20年～毎年 「平和祈念事業」…平和市長会議の取組をPRするパネル展示</p> <p>平成24年 「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」…被爆の実相だけでなく、核戦争は世界的飢餓を引き起こす甚大な気候変動をもたらすことや、都市の首長が担う役割などについてのポスター展。なお、ポスターについては、加盟都市数が5000都市を超えたことを記念し、平和市長会議が作製した。</p>		